

# 令和7年度 保育所等保育料月額表（参考）

| 各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分 |                                        |                          | 保育料月額（3歳児未満児） |        |        |
|----------------------|----------------------------------------|--------------------------|---------------|--------|--------|
| 階層区分                 | 定 義                                    |                          | 認可保育所         |        | へき地保育所 |
|                      |                                        |                          | 保育標準時間        | 保育短時間  |        |
| 第1階層                 | 被保護世帯                                  |                          | 円<br>0        | 円<br>0 | 円<br>0 |
| 第2階層                 | 第1階層を除き、市町村民税非課税世帯                     |                          | 0             | 0      | 0      |
| 第3階層                 | 第1階層及び第2階層を除き、市町村民税の所得割課税額が次の区分に該当する世帯 | 48,600円未満                | 15,000        | 14,800 | 5,900  |
| 第4階層                 |                                        | 48,600円以上<br>97,000円未満   | 25,000        | 24,600 | 9,800  |
| 第5階層                 |                                        | 97,000円以上<br>169,000円未満  | 40,000        | 39,400 | 15,800 |
| 第6階層                 |                                        | 169,000円以上<br>301,000円未満 | 55,000        | 54,100 | 21,600 |
| 第7階層                 |                                        | 301,000円以上<br>397,000円未満 | 75,000        | 73,800 | 29,500 |
| 第8階層                 |                                        | 397,000円以上               | 82,000        | 79,000 | 31,600 |

## 1 市町村民税所得割額にかかる共通事項

- ・ 地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額とします。（同法328条の規定によって課する所得割を除く）
  - (1) 外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除等の適用は行わないこととします。
  - (2) 未婚のひとり親にかかる市町村民税の算定については、地方税法上の寡婦(夫)控除が適用されるものとします。
  - (3) 政令指定都市での課税の場合は、政令指定都市以外の市町村での課税とみなして市町村民税所得割額を算定します。
- ・ 4月～8月分の保育料については、前年度の市町村民税の課税状況を基に算定することとし、9月～3月分までは該当年度の市町村民税の課税状況を基に算定することとします。

## 2 児童の年齢

- ・ 3歳未満児とは児童福祉法第24条第1項に規定する保育のあった日に属する年度の初日の前日において3歳未満の児童をいいます。基準日において3歳以上の保育料は、0円とします。

## 3 多子世帯に係る特例措置について

- ・ 3階層・4階層（所得割課税額が57,700円未満に限る）に該当する世帯であって、給付認定保護者と生計を一にする児童が2人以上いる場合は、最年長の子どもから順に2人目を半額とし、3人目以降については0円とします。
- ※「生計を一にする。」とは、必ずしも同居を要件とするものではなく、例えば、勤務・修学・療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることが常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」ものとして取り扱うこととなります。

#### 4 要保護世帯等に係る特例措置について

- ・給付認定保護者又は該当給付認定保護者と同一の世帯に属する者が以下の要保護者等に該当する場合は次表に掲げる保育料を適用します。
- (1) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
- (3) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
- (4) 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童
- (7) 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (8) その他市長が要保護者に準じる程度に困窮していると認めた者

| 各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分 |                                    | 保育料月額（3歳児未満児） |       |        |
|----------------------|------------------------------------|---------------|-------|--------|
| 階層区分                 | 定 義                                | 認可保育所         |       | へき地保育所 |
|                      |                                    | 保育標準時間        | 保育短時間 |        |
| 第3階層                 | 所得割課税額48,600円未満                    | 7,000         | 6,900 | 2,450  |
| 第4階層                 | 48,600円以上 97,000円未満のうち77,101円未満に限る | 7,500         | 7,500 | 3,000  |

#### 5 多子世帯に係る特例措置について

- ・要保護世帯等で、3階層・4階層（所得割課税額が77,101円未満に限る）に該当する世帯について、支給認定保護者と生計を一にする児童が2人以上いる場合は、最年長の子どもから順に2人目以降については0円とします。
- ※「生計を一にする。」とは、必ずしも同居を要件とするものではなく、例えば、勤務・修学・療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることが常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」ものとして取り扱うこととなります。

#### 6 多子世帯に係る特例措置が該当しない兄弟姉妹入所の保育料軽減

- ・同一世帯から2人以上の児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部又は情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、若しくは入園し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合には、年長の児童（該当する児童が2人以上いる場合は、そのうち最年長のもの1人とする）にかかる保育料はそのまま、次に年長の児童にかかる保育料は半額、それ以外の児童にかかる保育料は0円となります。

#### 7 田辺市第二子以降に係る保育料助成事業について

- ・施設を利用する同一世帯内の第3子以降の児童及び市民税所得割課税額が57,700円未満世帯の第2子の児童を対象に、保育料を助成します。